

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 3 月 10 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、経済産業研修所、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 26 年 5 月 31 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

10 名程度

### 3. 募集の期間

平成 26 年 3 月 10 日（月）午前 10 時から

平成 26 年 4 月 11 日（金）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 26 年 3 月 24 日（月）から平成 26 年 5 月 31 日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定の通知書を交付後、退職すべき期日を一ヶ月以内に設定する予定）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する

- (2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する
- ※ 応募申請書を受理してから一ヶ月を目途に通知する予定
  - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二) を応募申請書と同様の方法で提出する

## 6. 本件に関する問合せ先

経済産業省大臣官房秘書課

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

## 7. 申請書の提出先

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当まで電子メールで提出  
メールアドレス (受付担当) :

(注1) 次の(1) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成 26 年 5 月 31 日までに定年に達する職員
- (4) 平成 26 年 3 月 10 日 (募集開始日) において懲戒処分 (ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。) を受けている者又は平成 26 年 3 月 10 日から平成 26 年 4 月 11 日まで (募集の期間内) に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 6 月 2 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 26 年 8 月 31 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

20 名程度

### 3. 募集の期間

平成 26 年 6 月 2 日（月）午前 10 時から

平成 26 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 26 年 6 月 9 日（月）から平成 26 年 8 月 31 日（日）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定通知書の交付の日から一ヶ月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- （1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出

する

(2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 応募申請書を受理してから一ヶ月を目途に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ・受付担当**

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成26年8月31日までに定年に達する職員

(4) 平成26年6月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年6月2日から平成26年8月15日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 6 月 2 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表 5 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 26 年 8 月 31 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

20 名程度

### 3. 募集の期間（約 2 か月）

平成 26 年 6 月 2 日（月）午前 10 時から  
平成 26 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 26 年 6 月 9 日（月）から平成 26 年 8 月 31 日（日）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定通知書の交付の日から一ヶ月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する

- (2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する
- ※ 応募申請書を受理してから一ヶ月を目途に通知する予定
  - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二) を応募申請書と同様の方法で提出する

## 6. 本件に関する問合せ・受付担当

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに定年に達する職員
- (4) 平成 26 年 6 月 2 日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成 26 年 6 月 2 日から平成 26 年 8 月 15 日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 9 月 1 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 26 年 10 月 31 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（約 6 週間）

平成 26 年 9 月 1 日（月）午前 10 時から

平成 26 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 26 年 9 月 5 日（金）から平成 26 年 10 月 31 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定の通知書を交付の日から一か月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- （1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出

する

(2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 応募申請書を受理してから一か月を目途に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ先・受付担当**

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成26年10月31日までに定年に達する職員

(4) 平成26年9月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年9月1日から平成26年10月15日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 9 月 1 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表 5 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であつて、平成 26 年 10 月 31 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（約 6 週間）

平成 26 年 9 月 1 日（月）午前 10 時から  
平成 26 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 26 年 9 月 5 日（金）から平成 26 年 10 月 31 日（金）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定通知書の交付の日から一か月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- （1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する

- (2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する
- ※ 応募申請書を受理してから一か月を目途に通知する予定
  - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ・受付担当**

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年10月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年9月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年9月1日から平成26年10月15日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

# 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 12 月 8 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

## 1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 27 年 1 月 15 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

## 2. 募集人数

若干名

## 3. 募集の期間（約 4 週間）

平成 26 年 12 月 8 日（月）午前 10 時から

平成 27 年 1 月 7 日（水）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

## 4. 退職すべき期間

平成 26 年 12 月 19 日（金）から平成 27 年 1 月 15 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定の通知書を交付の日から一か月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

- （1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出

する

(2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 応募申請書を受理してから一か月を目途に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ先・受付担当**

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年1月15日までに定年に達する職員

(4) 平成26年12月8日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年12月8日から平成27年1月7日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 12 月 8 日

経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表 5 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 27 年 1 月 15 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（約 4 週間）

平成 26 年 12 月 8 日（月）午前 10 時から

平成 27 年 1 月 7 日（水）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 26 年 12 月 19 日（金）から平成 27 年 1 月 15 日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定通知書の交付の日から一か月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する

- (2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する
- ※ 応募申請書を受理してから一か月を目途に通知する予定
  - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ・受付担当**

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年1月15日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年12月8日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年12月8日から平成27年1月7日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 27 年 3 月 17 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

経済産業省本省内部部局、経済産業研修所、経済産業局、産業保安監督部、資源エネルギー庁及び中小企業庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 27 年 5 月 8 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（約 7 週間）

平成 27 年 3 月 17 日（火）午前 10 時から

平成 27 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 27 年 3 月 23 日（月）から平成 27 年 5 月 8 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定の通知書を交付の日から一か月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- （1）応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出

する

(2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 応募申請書を受理してから一か月を目途に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ先・受付担当**

経済産業省大臣官房秘書課 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年5月8日までに定年に達する職員

(4) 平成27年3月17日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年3月17日から平成27年5月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職に係る募集実施要項

平成 27 年 3 月 17 日  
経済産業大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1. 募集の対象

特許庁に所属するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）8 級以上の適用を受ける職員、専門行政職俸給表 5 級以上の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表 2 級以上の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員であって、平成 27 年 5 月 8 日時点で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集の期間（約 7 週間）

平成 27 年 3 月 17 日（火）午前 10 時から

平成 27 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

### 4. 退職すべき期間

平成 27 年 3 月 23 日（月）から平成 27 年 5 月 8 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。（認定通知書の交付の日から一か月以内の日付を退職すべき期日として設定する予定）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する

- (2) 応募申請書の受理後、速やかに、認定又は不認定の通知書を交付する
- ※ 応募申請書を受理してから一か月を目途に通知する予定
  - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

## **6. 本件に関する問合せ・受付担当**

特許庁秘書課給与班 早期退職募集制度担当

電話 (ダイヤルイン) :

(内線) :

申請書の提出先メールアドレス :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年5月8日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年3月17日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年3月17日から平成27年5月1日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合